

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要について

1. 制度の概要

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月成立)により、児童福祉法において、市町村による認可事業として位置づけられました(実施主体は市町村)。

この事業は、すべてのこともの育ちを応援し、こともの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる内容となっています。

令和8年4月から本格実施となり、すべての自治体で実施することになります。

2. 制度の内容

国において、令和8年度の本格実施に向け、利用可能時間や給付化に伴う公定価格の設定など、検討を進めています。現時点で国が示す事業の主な内容は以下のとおりです。

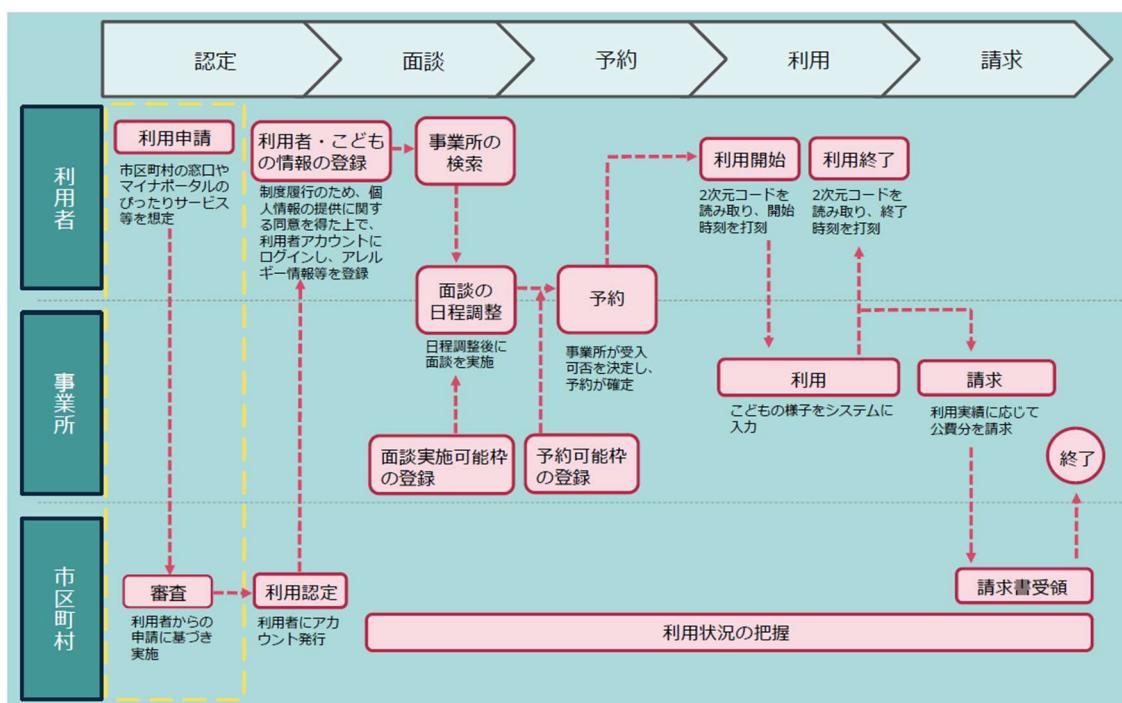
対象となるこども ※1	0歳6か月～3歳未満で保育所等に通っていないこども
利用可能時間	こども一人当たり月10時間以内(令和8、9年度は月3～9時間以内とすることができる)
実施施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 他
実施方法	一般型:定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受け入れる 余裕活用型:保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れる
利用方法	総合支援システムを利用 ①ポータルサイト(専用サイトやぴったりサービス)や市の窓口にて、利用者(保護者)が利用申請 ②市が利用認定を行い、システム利用のアカウントを発行 ③利用者が面談、利用の予約を行う ④実施施設で予約の調整を行い、利用開始
利用料	こども一人1時間当たり、300円
設置基準・人員配置基準	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第一号)第21条、第22条または第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守

※1 対象となる子ども



(令和7年7月18日 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会資料より引用)

<総合支援システムのイメージ>



(令和7年7月18日 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会資料より引用)